

身体的拘束廃止及び高齢者虐待防止に関する基本方針

(1) 法と法の精神の遵守

高齢者虐待防止法を遵守するのはもちろん、その精神の基本である「尊厳の保持」を遵守する。

(2) 高齢者虐待の予防

虐待につながる不適切なケアの防止と改善

・法人は定期的に職員に対して虐待の防止に関する教育・研修を実施する。また組織としてその仕組みづくりを行い徹底する。

(3) 高齢者虐待行為の早期発見

日々の利用者の変化に気づき、不適切なケアを黙認せず、虐待の兆候を早期に発見するよう努めるとともに、ひとりひとりの気づきを声に出し、速やかに当該フロア会議等を開催してその状況を分析し虐待の有無を検証する。

(注: 高齢者虐待防止法第 5 条第 1 項)

(4) 当法人においては、高齢者虐待と同様に、緊急やむを得ない場合であって「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件に該当する場合を除き、いかなる場合においても身体拘束を行なわないケアを行う。

苦情・ご意見に対する対応について

施設内における虐待の防止を徹底するために、法人内の各事業所は利用者及びその家族等からの苦情やご意見について真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

(注: 高齢者虐待防止法第20条)

施設長の責務

施設長及び管理者は、苦情処理体制を整備するとともに、職員に対する身体的拘束廃止及び高齢者虐待防止のための研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負うとともに、保険者に通報責務を負うものとする。

職員から施設内外における虐待を受けたと思われる利用者及びその疑いがある案件の報告を受けた場合は、速やかにこれを検証し、法人専務理事に報告の上保険者に通報(義務)する。またこの通報を行った職員に関し、そのことを理由に解雇・その他不利益な取り扱いは行われない。

(注: 高齢者虐待防止法第21条第1項)

(注: 高齢者虐待防止法第21条第6項)

利用者等に対する当該指針の閲覧について

- ①当該指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるように文書の掲示をする。
- ②当該指針は全職員に配布し、周知徹底を図ると共に定期的に研修を行う。